

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
○ 令和二年度自衛官第二次募集（自衛官候補生）の変更 ○ 特定農業用ため池の指定 【告示】 ○ 一般競争入札の実施 ○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請 ○ 一般競争入札の実施 ○ 土地改良区役員の退任及び就任届 ○ 土地改良区の定款変更の認可 〃 ○ 公共測量の実施 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 【選挙管理委員会】 ○ 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数	危機管理課 耕地課 財産活用課 県民生活交通課 産業振興課 耕地課 〃 〃 監理課 建築指導課 選挙管理委員会		
			目次
			担当課（室）

◎岡山県告示第三百四十九号

令和二年三月三十一日付け公布岡山県告示第百七十七号（令和二年度自衛官第二次募集（自衛官候補生）のうち、三 受付期間及び六 採用試験期日を次のとおり変更する。

令和二年六月九日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

三 受付期間

- 1 令和二年五月三十日又は同月三十一日の指定する一日の受験希望者については、令和二年四月一日から同年五月二十一日まで
- 2 令和二年六月五日又は同月六日の指定する一日の受験希望者については、令和二年四月一日から同年五月二十八日まで
- 3 令和二年六月二十七日又は同月二十八日の指定する一日の受験希望者については、令和二年四月一日から同年六月十八日まで

六 採用試験期日

- 1 令和二年五月三十日又は同月三十一日の指定する一日
- 2 令和二年六月五日又は同月六日の指定する一日
- 3 令和二年六月二十七日又は同月二十八日の指定する一日

◎岡山県告示第三百五十号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律十七号）第七条第一項の規定により、特定農業用ため池を次のとおり指定する。

令和二年六月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 特定農業用ため池の名称及び所在地
次のとおりとする。

二 指定年月日

令和二年五月二十二日

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県備前県民局農林水産事業部農地農村計画課、岡山県備中県民局農林水産事業部農地農村計画課及び岡山県美作県民局農林水産事業部農地農村計画課に備え置いて縦覧に供する。）

〔二四八〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和二年六月九日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

岡山県庁舎で使用する電気

使用予定電力量4,235,000キロワット時（1年6月間）

(2) 仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期間

令和2年10月1日から令和4年3月31日まで

(4) 納入場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県庁舎

(5) 入札方法

入札に当たっては、入札説明書に示す方法に従って計算した、1年6月間の総価で入札に付することとし、消費税額及び地方消費税の額を含めない金額を入札金額とすること。

(6) その他

(1)の使用予定電力量は、令和2年5月から令和4年4月までの使用実績等に基づき、将来的な計画を考慮して設定している。また、天候等により変動する。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和2年度において県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和2年岡山県告示第40号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
 - (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
 - (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
 - (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
 - (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。
 - (7) 二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組にし、入札説明書で示す入札参加条件を満たしている者であること。
 - (8) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- 3 競争入札参加資格の申請手続
- この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき令和2年7月6日午後4時までに申請手続を行うこと。
- 申請書の入手先、提出先及び申請に関する問い合わせ先
- 〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁本庁舎2階）
電話（086）226－7538（直通）
- 4 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

岡山県総務部財産活用課県庁舎耐震化班（岡山県庁本庁舎 4 階）

電話（086）226－7238（直通）

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和 2 年 6 月 9 日（火）から令和 2 年 7 月 6 日（月）まで（岡山県の休日を含める条例（平成元年岡山県条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 交付方法

(1) の場所において交付する。また、岡山県総務部財産活用課のホームページからもダウンロードすることができる。（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/10/>）

(3) 入札及び開札の日時及び場所

令和 2 年 7 月 28 日（火） 午後 2 時（郵送等による入札書の受領期限は、同月 27 日午後 5 時）

岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号

岡山県庁地下 1 階用度課入札室

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を 4 (3) の期限までに提出する以外に、一般競争入札（条件付）参加申出書及び入札説明書で指定する必要書類を令和 2 年 7 月 27 日（月）午後 5 時までに、4 (1) の場所に提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において、提出した書類等に関し契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金
岡山県財務規則（昭和 61 年岡山県規則第 8 号）第 131 条及び第 133 条の規定による。

(3) 契約保証金
岡山県財務規則第 153 条及び第 155 条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約における特約事項
当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があつた場合は、県は、この契約を解除することができるものとする。

(8) その他
詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :
Electricity for Okayama Prefectural Government Office main building and several other buildings

4,235,000kWh (1 year and 6 months)

(2) Delivery period :
From 1 October, 2020 through 31 March, 2022

(3) Delivery place :
Okayama Prefectural Government Office

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi

(4) Time limit for tender :
2:00 P.M. 28 July , 2020 (by mail 5:00 P.M. 27 July , 2020)

(5) Contact point for the notice :
Property Utilization Division, Department of General Affairs, Okayama Prefectural Government

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570

Japan

TEL 086-226-7238 (direct dialing)

〔二四九〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

令和二年六月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

令和二年六月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人岡山コーチ協会

三 代表者の氏名

道明 道弘

四 主たる事務所の所在地

倉敷市老松町五丁目五八九番地一

五 定款に記載された目的

この協会は、不特定多数の市民及び団体に対し、経営・人事・労務・人間関係等の問題に直面し、悩みを持ち、組織構成に苦悩している状況を解決するための、職業能力や対人関係能力の向上と育成を図るとともに、啓発のためのセミナーの開催や、コーチの養成と認定等を行い、以って地域経済活動の活性化と再生に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項

〔二五〇〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和二年六月九日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 購入等件名

岡山県工業技術センターで使用する電気の調達

(2) 仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期間

令和2年10月1日から令和5年9月30日まで

(4) 納入場所及び予定数量

施設名	所在地	納入期間における 使用予定電力量
岡山県工業技術センター	岡山市北区芳賀5301番地	8,958,000kwh

(5) 入札方法

入札に当たっては、入札説明書に示す方法に従って計算した、3年間の参考総価金額をもって、入札金額とすることとし、消費税額及び地方消費税の額を含めない金額を入札金額とすること。

(6) その他

(4)の使用予定電力量は、平成31年4月から令和2年3月までの使用実績等に基づき算定した3年分の使用予定電力量であり、天候等により変動する。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和2年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和2年岡山県告示第40号（物

品の売買，修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格，資格審査の申請手続等。
以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で，格付区分が
Aであるものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において，物品の売買，修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において，物品の売買，修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。

(7) 二酸化炭素排出係数（調整後排出係数適用），未利用エネルギーの活用，再生可能エネルギーの導入及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し，入札説明書で示す入札参加条件を満たしている者であること。

(8) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で，2(1)の資格を得ていないものは，資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先，提出先及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）

電話（086）226－7537

(2) 申請書の提出期限

令和２年７月10日（金） 午後４時

４ 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所，入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒701－1296 岡山市北区芳賀5301番地

岡山県工業技術センター総務課

電話 (086) 286－9617

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和２年６月９日（火）から同年７月17日（金）まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第２号）第１条第１項に規定する県の休日を除く。）

の午前９時から午後５時まで

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また，岡山県工業技術センターのホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/site/kougi/index.html>）からダウンロードすることもできる。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は，持参又は郵便若しくは信書便による送付（以下「郵送等」という。）によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和２年７月31日（金） 午前10時

ただし，郵送等による場合にあつては，令和２年７月30日（木）午後５時を受理期限とする。

イ 場所

岡山市北区芳賀5301番地

岡山県工業技術センター 会議室

ただし，郵送等による場合にあつては，(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては，入札開始前及び開札開始後においては，入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を令和2年7月17日（金）午後5時までに、4（1）の場所に提出（郵送等によるものを含む。）しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約における特約事項
当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があつた場合は、県は、この契約を解除することができるものとする。

(8) その他
詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased :

Electricity for Industrial Technology Center of Okayama Prefecture

8, 958, 000 kwh

(2) Delivery period :

From 1 October, 2020 through 30 September, 2023

(3) Delivery place :

Industrial Technology Center Of Okayama Prefecture

5301 Haga, Kitaku, Okayama-shi

(4) Time limit for tender :

10:00 A.M. 31 July, 2020 (by mail 5:00 P.M. 30 July, 2020)

(5) Contact point for the notice :

General Affairs Division, Industrial Technology Center of Okayama

Prefecture

5301 Haga, Kitaku, Okayama-shi Okayama-ken, 701—1296, Japan

TEL 086—286—9617 (direct dial)

〔三五〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があつた。

令和二年六月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称			
那岐池土地改良区			
二 退任及び就任役員			
退任役員	就任役員		
氏名	氏名	住所	
植月 貴男		勝田郡奈義町滝本七三一	
	芦田 勲	〃 〃 〃 一七二二	
		〃 理事の別	
		〃 理事	

令和2年6月9日 岡山県公報 第12200号

〔二五二〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和二年六月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良区の名称

備北土地改良区

二 認可年月日

令和二年六月二日

〔二五三〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和二年六月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良区の名称

那岐池土地改良区

二 認可年月日

令和二年六月二日

〔二五四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和二年六月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

旭川ダム周辺地区	測 量 区 域
公共測量（基準点測量、水準測量、航空レザ測量、空中写真測量、写真地図作成、数値地形図作成）	測 量 の 種 類
令和二年五月二十五日から同年十二月二十五日まで	測 量 期 間

令和2年6月9日 岡山県公報 第12200号

〔二五五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年六月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

井原市門田町字森多毛一〇〇一―一、一〇〇二―一、一〇〇二―三、一〇〇三―

一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

井原市東江原町一五一六

シーピー化成株式会社

代表取締役社長 三宅慎太郎

三 許可番号

岡山県指令建指第二二九号

◎岡山県選管告示第三十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和二年六月九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤 原 健 補

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三一、五八八
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）（地方自治法第八十条第一項に規定する場合を除く。） 二九七、四二一
- 三 地方自治法第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区	数	選挙区	数
岡山市北区・加賀郡	八四、〇九六	高梁市	八、五四三

総 社 市	井 原 市 ・ 小 田 郡	笠 岡 市	玉 野 市	勝津 山市・ 田 苦 郡 田 郡 郡	倉敷 市・都 窪 窪 郡 郡	岡 山 市 南 区	岡 山 市 東 区	岡 山 市 中 区
一八、 七〇九	一五、 三六〇	一三、 七四七	一六、 九五九	三六、 二〇二	一三四、 三五七	四六、 四六三	二六、 四三七	四〇、 一六一
	久 米 郡	浅 口 市・浅 口 口 郡 郡	美 作 市・英 田 田 郡 郡	真 庭 市・真 庭 庭 郡 郡	赤 磐 市	瀬 戸 内 市	備 前 市・和 気 気 郡 郡	新 見 市
	五、 四一六	一二、 八三一	八、 二一六	一三、 〇一四	一二、 一九二	一〇、 五一三	一三、 八六九	八、 三五四